

理事会内規

(内規)

第1条 筑紫野市自治公民館連絡協議会規約に従い、必要な事項について内規を定める。

(理事会議長)

第2条 理事会の議長は、理事（会長を除く。）が交代で行う。

(表彰)

第3条 自公連が行なう表彰については、市内の優良自治公民館及び公民館活動で顕著な功績のあった団体・個人を理事会で推薦し会長が表彰することができる。

(推薦)

第4条 自公連が行なう被表彰者の推薦対象については、次のとおりとする。

- (1) 福岡県公民館連合会表彰
- (2) 筑紫野市自治功労表彰
- (3) その他理事会が認める表彰

(費用弁償)

第5条 費用弁償の対象会議等に出席した役員・理事に対する支給金額は、別表1に定めるとおりとする。

附則

この内規は、昭和52年5月14日から施行する。

(昭和54年4月 1日改正)

(昭和56年5月30日改正)

(昭和57年8月 7日改正)

(平成23年5月14日改正)

(平成27年5月16日改正)

(平成30年5月12日改正)

附則

この内規は、平成30年5月12日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

(別表1)

対象とする会議等	費用弁償の額
役員会、理事会、研修会(国・九州・県主催)、その他役員会において特に認めた会議	出席した会議1回につき、1人当たり500円 (同一日に複数の会議に出席した場合には、最初の会議のみを対象とする。)